$AY_{令6}$ ＝ 0.00908 $AY_{令7}$ ＝ 0.01363	$AY_{令6}$ ＝ 0.00908
AX'_n　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $AY'_{令5}$ ＝ 0.00380	AX'_n　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $AY'_{令5}$ ＝ 0.00380
$AY'_{令6}$ ＝ 0.00545 $AY'_{令7}$ ＝ 0.00818	$AY'_{令6}$ ＝ 0.00545
δ　当該都道府県の財政力指数に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。 AX''_n　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $AY''_{令5}$ ＝ 0.00380	δ　当該都道府県の財政力指数に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。 AX''_n　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $AY''_{令5}$ ＝ 0.00380
$AY''_{令6}$ ＝ 0.00545 $AY''_{令7}$ ＝ 0.00818	$AY''_{令6}$ ＝ 0.00545
AX'''_n　令和５年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡２(1)⑧、令和 6 年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡２(1)⑧及び令和７年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡２(1)⑧において定める事業（以下「電動バスの導入等に関する事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）の額に相当する額に当該額に係る残余に充てるため同意又は許可を得た公営企業債の額に相当する額を合算した額（当該合算額に 0.3 を乗じて得た額が電動バスの導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（病院事業並びに上水道及び簡	AX'''_n　令和５年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡２(2)⑧及び令和 6 年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡２(2)⑧において定める事業（以下「電動バスの導入等に関する事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）の額に相当する額に当該額に係る残余に充てるため同意又は許可を得た公営企業債の額に相当する額を合算した額（当該合算額に 0.3 を乗じて得た額が電動バスの導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）の額に相当する額を超える場合に